



平成 20 年 5 月 16 日  
株式会社シノケングループ  
代表取締役 篠原 英明  
( J A S D A Q ・ 8 9 0 9 )

## ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することを求める議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役、従業員に対し、当社グループの業績向上や企業価値の増大について、意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

##### (1) 新株予約権の割当対象者

当社の従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員

##### (2) 発行する新株予約権の総数

800 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は普通株式 1 株とする。)

##### (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 800 株を上限とする。

当社が、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により、付与株式数を調整し、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

前項のほか、当社が資本減少、合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権と引き換えに払込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される金銭は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

当社が、割当日以降、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1/\text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

当社が、割当日以降、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1 株あたり払込金額」を「1 株あたり処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

当社が割当日以降、資本減少、合併等を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日以降 2 年を経過した日から 3 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会で定めるところによる。

(7) 権利行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役、従業員、その他これに準ずる地位もしくはこれらの地位を承継した相続人であることを要す。ただし、当社または当社関係会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではなく、退任または退職後 6 ヶ月間(但し、(6)の期間の範囲内)に限り行使できるものとする。

権利行使に先立つ当社の本決算連続 2 期における連結経常利益の合計額が、23 億円以上であった場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社は、当社の取締役会が別に定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権が上記(7)の新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会において別途決定する日において、当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、吸収分割、新株分割、株式交換または株式移転(以上を総称して「組織再編行為」という)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。)の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、当該募集新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数または算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される付与株式数とする。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、付与株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

(10)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12) 募集事項の決定の委任等

上記により定めるものの他、新株予約権の募集事項および細目事項については、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(注)上記の内容については、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。

以 上

---

---

**Shinoken Group Press Release**

---

---

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 092 -477 -0063